

人的資本経営時代の知財法務

事業・研究の共同と知財・労働法務

TMI総合法律事務所
弁護士 瀬戸 一希

第1. はじめに

企業の経済活動は、他の事業者との間での共同事業、共同研究を伴うことは少なくない。企業が他の事業者と共同して事業や研究を行う場合、実際の事業や研究を行う人材との企業の内部での関係に加え、相互に事業を遂行したり、人材交流を行う上での外部との関係での問題が生じることになる。そのため、自社及びその関連会社の内部で閉じられている場合とは別の考慮が、知財・労務管理の観点から必要とされてきた。

さらに、研究・事業を協力する相手には企業のみでなく、産学連携として、大学・研究機関も共同する相手の選択肢とされている。企業のイノベーションの創出加速、大学における基礎研究の推進、人材育成の観点から、近年、産学連携の重要性の高まりが指摘されてきた¹。企業や経済活動と大学の係り方は多様であり、大学が独自に取得した知的財産権を単純に企業がライセンスされるに過ぎない例から、大学と企業の共同研究によって創出された知的財産権の共同運用や社会実装が行われる例もあれば、大学発スタートアップ企業が事業や資金調達を行う例も見られる。他方、大学を巡っては特殊な法規制や労使慣行もみられ、知的財産法の議論も、一定の特殊性を帯びているため、適切なリスク管理が必要となる。

以下では、企業間の場合を念頭にした事業・研究の共同遂行に際して問題となる知的財産法の論点について人材管理の観点も加味して検討する（第2）。その後、大学等の研究機関における人材や組織を巡る特殊な規制と、そうした背景に関係して生じる知的財産法上のリスクについて、各種裁判例に現れた紛争事例をベースに検討・解説する（第3）。

第2. 事業・研究の共同を巡る諸論点とスキーム

1. 事業・研究の共同に関する手法

事業や研究を共同する場合、その契約形態は多様である。例えば研究を例にしても、対等な立場で技術や知見を相互に供出・提供する共同研究開発契約が行われる例もあれば、一方当事者から他方当事者に対して研究開発の実施を委託するという例もある²。事業の共同という場合にも、担当する役割が製造と宣伝・販売で相違する場合もあれば、製造工程を細分化して分担・分

1 文部科学省＝経済産業省「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】産学官連携を通じた価値創造に向けて」(https://www.mext.go.jp/content/20230329-mxt_sanchi02-000020147_01-2.pdf (2025年8月21日・最終閲覧)) 2-3頁(2020年)。